

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人信生会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年10月8日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組まれていた。
- ・ 専門家を活用し、財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会議事録について、出席した理事及び監事の氏名並びに議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、評議員会に出席した評議員、理事及び監事の氏名並びに議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p>(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>再度、評議員会議事録の必要記載事項の確認をし、次回の評議員会に備えて議事録のひな型を作成しておくこととし、記載漏れを防ぐ。</p>
2	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>については、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項)</p>	<p>必要記載事項の確認をし、次回の監事選任時に備えて同意書のひな型を作成しておくこととする。また、同様に理事会の議事録にも同意を得た旨を記載するよう備忘録をつけておく。</p>
3	<p>理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告していなかった。</p> <p>については、定款第17条第3項の規定に基づき、理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務</p>	<p>令和元年10月28日に開催した令和元年度第3回理事会において「理事長の職務執行状況について」を報告した。</p> <p>今後は、決算報告等を行う5月頃、半期の決算報告等を行う10月頃、決算見込み報告等を行う3月頃に職務執行状況を報告する予定である。</p>

	<p>の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 98 条に規定する理事会への報告の省略は適用されないので、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第 45 条の 16 第 3 項、定款第 17 条第 3 項)</p>	
4	<p>組合等登記令 (昭和 39 年 3 月 23 日政令第 29 号) 第 3 条第 3 項の規定に基づく平成 30 年度決算に係る資産の総額変更登記について、資産の総額が誤っていた。</p> <p>ついで、法務局へ確認を行った上で適切な対応を行うこと。</p> <p>(組合等登記令第 3 条第 3 項)</p>	<p>司法書士を通じて令和元年 11 月 13 日に法務局に修正報告を行った。それにより正しい資産総額に登記を更正した。</p>
5	<p>棚卸資産受払台帳 (おむつ受払帳) が整備されているにもかかわらず、補助簿として経理規程に規定されていなかった。</p> <p>ついで、各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については補助簿を備え、経理規程に規定するとともに、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致するよう正確な事務の執行に努めること。</p> <p>なお、会計帳簿は電磁的記録による作成も認められているので、この方法をとる場合には、経理規程に規定の上、電磁的記録により作成すること。</p> <p>おって、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(経理規程第 12 条)</p>	<p>令和元年 10 月 28 日に開催した令和元年度第 3 回理事会において第 5 号議案として「経理規程の変更について」を提議し、第 12 条会計帳簿の補助簿として追加する変更を決議した。</p>